

柏市 令和6年度 保育園等利用申込みのご案内



令和6年度入園申込みスケジュール※3

| 入園希望月 | 受付期間 ※1 | 結果回答予定日 |
|--------------|---|-----------|
| 4月1日入園 | 11月1日(水)～12月15日(金) | 2月5日(月) |
| 5月1日入園 | 3月18日(月)～4月5日(金) | 4月15日(月) |
| 6月1日入園 | 4月15日(月)～5月2日(木) | 5月14日(火) |
| 7月1日入園 | 5月15日(水)～6月5日(水) | 6月14日(金) |
| 8月1日入園 | 6月17日(月)～7月5日(金) | 7月16日(火) |
| 9月1日入園 | 7月16日(火)～8月5日(月) | 8月15日(木) |
| 10月1日入園 | 8月15日(木)～9月5日(木) | 9月13日(金) |
| 11月1日入園 | 9月17日(火)～10月4日(金) | 10月15日(火) |
| 12月1日入園 | 10月15日(火)～11月5日(火) | 11月14日(木) |
| 令和7年1月1日入園 | 11月15日(金)～12月5日(木) | 12月16日(月) |
| 令和7年2月1日入園 | 11月15日(金)～12月13日(金) | 12月25日(水) |
| 令和7年3月1日入園 | | 1月6日(月) |
| 令和7年4月1日入園※2 | 11月1日(金)～ 詳細は11月1日に市のホームページ及び広報かしわにてお知らせします。 | |

※1 5月1日以降の入園は申込締切日**必着**での受付となります。(4月1日入園のみ消印有効)

※2 令和6年度中に入園できなかった方が、令和7年度からの入園を引き続き希望される場合には、**再度お申込みいただく必要があります。**

※3 難しい疾病や医療的ケアが必要なお子さんは、申込みスケジュール等が異なりますので、保育園等の入所申請をご検討される場合はすぐにご相談ください。

外国人の方で、通訳をご希望の場合は以下をご活用ください。

If you are a foreigner and would like an interpreter, please use the following.



<お問い合わせ先>

認定、保育料に関すること 04-7167-1137

申請児童の健康状態に関すること 04-7128-5517

受付時間 平日 午前8時30分～午後5時15分

柏市保育運営課(別館3F)

もくじ

| | |
|---------------------------|----------|
| 教育・保育給付認定申請について | P. 2～4 |
| 令和6年度教育・保育給付認定申請から入園までの流れ | P. 5～6 |
| 申請に必要な書類について | P. 7 |
| 申請に関する注意事項（必ずお読みください） | P. 8～10 |
| 保育料（0～2歳児）について | P. 11～12 |
| 延長保育料及び給食費について | P. 13 |
| 令和6年度保育園等一覧 | P. 14～18 |
| 令和6年度保育園等マップ | P. 19 |
| 令和6年度柏市保育園等利用調整基準表 | P. 20～22 |
| 市内外にまたがる申込みについて | P. 23～24 |

令和6年度の児童クラス設定

- 保育年齢やクラス設定は、令和6年4月1日現在の満年齢で決定されます。
- 誕生日を迎えても、小学校等の学年制と同様、年度内は引き続き同じクラスとなります。

| 保育年齢(クラス) | 児童の生年月日 | 最長保育実施期間 |
|-----------|---------------------|------------|
| 0歳児 | 令和6年4月2日～ | 令和13年3月31日 |
| | 令和5年4月2日～令和6年4月1日 | 令和12年3月31日 |
| 1歳児 | 令和4年4月2日～令和5年4月1日 | 令和11年3月31日 |
| 2歳児 | 令和3年4月2日～令和4年4月1日 | 令和10年3月31日 |
| 3歳児 | 令和2年4月2日～令和3年4月1日 | 令和9年3月31日 |
| 4歳児 | 平成31年4月2日～令和2年4月1日 | 令和8年3月31日 |
| 5歳児 | 平成30年4月2日～平成31年4月1日 | 令和7年3月31日 |

申請及び利用申込みの条件

- 保護者代表者が柏市に居住している（住民票がある）こと
- 入園希望月1日時点で、希望保育園等の受入れ可能な保育年齢（月齢）を経過していること
- 集団保育が可能と判断されること
- 教育・保育給付認定の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態であること



教育・保育給付認定申請について

教育・保育給付認定とは

子ども・子育て支援新制度の対象となる幼稚園，認定こども園，認可保育園，小規模認可保育等の利用を希望する場合，次の区分のとおり，利用のための認定を受けていただきます。

このご案内では，次の表の「2号認定」「3号認定」に区分される方が利用する認定こども園（保育利用），保育園，小規模認可保育（以下「保育園等」という）についてご説明します。

| 認定区分 | 事由 | 原則的な利用先 |
|--------------------|-------------------------|--------------------------------|
| 1号認定 教育標準時間認定 | お子さんが満3歳以上で，主に教育を希望する場合 | 幼稚園 認定こども園（教育利用） |
| 2号認定 満3歳以上・保育認定 | お子さんが満3歳以上で，保育を希望する場合 | 認定こども園（保育利用） 保育園 |
| 3号認定 満3歳未満・保育認定 | お子さんが満3歳未満で，保育を希望する場合 | 認定こども園（保育利用） 保育園 小規模認可保育 |

※3号認定から2号認定への変更は，市が行います。変更のための申請は不要です。

※認定は，保育園等の入園を保証するものではありません。

●幼稚園と保育園を併願する場合

幼稚園と保育園の併願を希望する場合は，2号認定の申請を行い，2号認定を受けてください。認定こども園の幼稚園枠（1号認定（教育利用））と保育園枠（2号認定（満3歳以上で保育利用））を同時に受けることはできません。

●保育時間について

2号・3号認定を受ける場合，保育の必要量に応じて，保育時間が次のいずれかに区分されます。

| | |
|--------|--|
| 保育標準時間 | 最長1日11時間の保育を行います。 (例)・月120時間以上の就労（通勤時間を含む）等の場合 ・月120時間未満の就労であっても，保育短時間では児童の送迎が間に合わないことが，就労証明書等から明らかな場合 |
| 保育短時間 | 最長1日8時間の保育を行います。 (例)・月120時間未満の就労や，求職活動中の場合 ・疾病・障害の認定の場合 |

※実際の保育時間は入園内定後，入園する保育園等の施設長と面談の上，個別の設定となります。テレワークの場合は，勤務時間＋登園に必要な時間となります。

2号・3号認定の事由・保育の必要量

保育園等での保育を希望する方は、保護者の方それぞれが、以下の事由に該当し、常時保育が必要であると認められる状態である場合、認定を受けることができます。

※認定期間中であっても、家庭保育が可能となった場合には認定取消しとなります。

| 事由 | 要件 | 認定期間 | 保育の必要量 |
|----------|--|---|----------------------------|
| 就労 | 「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして就労している場合 | 就労証明書の記載どおり就労を継続している期間 | 就労時間による |
| 妊娠 出産 | 妊娠中か出産後間がない場合 ※認定期間満了後、他の保育を必要とする事由が発生する場合であっても退園となります。 | 産後8週間を経過した月の末日まで ※実際の誕生日によって、当初の認定期間より短くなる場合があります。 | 保育標準時間 |
| 疾病 障害 | 保護者が疾病にかかっていたり、負傷していたり、心身に障害があり、子どもの家庭保育にあたれない場合 | 障害者手帳または診断書に記載された必要な療養期間 | 保育短時間 |
| 介護 看護 | 同居の親族（長期間入院等をしている場合を含む。）を、「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして介護または看護している場合 | 介護・看護を継続している期間 | 介護・看護を要する時間による |
| 災害復旧 | 震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっている場合 | 災害復旧に従事している期間 | 保育標準時間 |
| 求職活動中 | 求職活動を継続的に行っている場合（就労予定の場合を含む）※1 | 認定日から90日目を迎える月の末日まで | 保育短時間 ※就労予定の場合は、就労時間による |
| 就学 | 「週16時間以上」かつ「月64時間以上」を共に満たして、学校（※2）に在学しているまたは職業訓練を受けている場合 | 卒業または修了予定月の末日まで | 就学時間による |
| 虐待 DV | 虐待を行っているもしくは再び行われるおそれがある場合、またはDVにより保育を行うことが困難である場合 | 保育が必要と認められる期間 | 保育標準時間 |
| その他 | 上記に類する状態で保育を行うことができないと認められる特別な事情がある場合 | 保育が必要と認められる期間 | 保育短時間 |

※1 求職活動中の要件は、**申請日時点で既に求職活動中**である必要があります。

提出された就労証明書の証明日より後の雇用期間（就労開始日）の場合、「求職活動中（就労予定）」の要件になります。

※2 学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。

★教育・保育給付認定期間満了後（例：求職活動中の方は3か月間）または令和7年4月以降の保育の希望は、再度認定を受けるための申請が必要となりますのでご注意ください。

なお、求職活動により保育が必要と認められる特別な状況である場合を除き、同一年度内で連続して求職活動を事由とする認定はできません。

- 例) 4月入園申請時、求職活動の事由で申請した場合
 ⇒ 6月末までが求職活動の認定期間
 × 7月申請も「求職活動」の事由
 ○ 7月入園申請は「就労等」、求職活動以外の事由

在園児の方のための認定

| | | | |
|----------------|---|------------------------------------|-------|
| 育児休業中の在園児の継続利用 | 既に保育園等に在園している子どもの保護者が、下の子の育児休業を取得し、その間も継続して保育園等の利用が必要と認められる場合 | 育児休業に係る子どもが2歳になる日が属する年度の翌年度4月30日まで | 保育短時間 |
|----------------|---|------------------------------------|-------|

申請方法

●申込受付期間（表紙参照）にご注意ください



教育・保育給付認定申請書・利用申込書が提出されていても、締切日（必着）までに、提出された添付書類で認定ができない場合は、利用調整の対象外となります（締切日翌日以降に提出された書類は、翌月分以降の利用調整の対象となります。）。

余裕を持って、締切日1、2週間前までの到着となるように、申請していただきますようお願いいたします。

●次のいずれかの方法で申請してください

| | 対象 | 申請方法 |
|-----|---|---|
| (1) | 第一希望が認定こども園の方 | 各認定こども園へ直接持参してください。 |
| (2) | 認定こども園以外の方 障害者手帳をお持ちのお子さん、または教育・保育給付認定申請書・利用申込書に記載の「児童の健康状態」の事項において、「有」に該当するお子さん（疾病・発達について気になることがあるなど） | 保育運営課窓口にて面接を行います。 電話での事前予約の上、母子健康手帳持参・児童同伴で、申請書類を持参してください。 ●予約先 04-7128-5517 |
| (3) | (1)または(2)に該当しない場合 | 保育運営課へご郵送ください。 原則、郵送 （沼南支所、各保育園等での受付は行っていません） 郵便事故等をご心配な方は、郵便記録等のサービスをご利用ください。 |

※(1)と(2)に共に該当する場合は、保育運営課窓口へ母子健康手帳持参・児童同伴でお越しいただき、面接（要予約）後に申請書類を第一希望の認定こども園へ直接持参してください。

●宛て先

〒277-8505 柏市柏5-10-1

「柏市役所 こども部 保育運営課（〇月申込み）」宛

- ・送付の際は、封筒の裏面に、保護者住所・保護者氏名を記入してください。
- ・追加で書類を郵送する際は、申請児童名、児童の生年月日、第一希望園を書いたメモ等を同封してください。※追加書類用の返信用封筒は不要です。

※申請書類の送付日または提出日から2週間程度経過しても申請書類確認票が返信されない場合は、お手数ですが、柏市保育運営課までお問い合わせください。

令和6年度 教育・保育給付認定申請から入園までの流れ

～入園希望月申込み受付期間

入園希望月申込み受付期間内

申請書類の入手・作成

施設の見学

障害者手帳をお持ちのお子さん、発達等で心配なことがあるお子さん、または風邪以外の疾患（食物アレルギーを除く）で、年1回以上通院しているお子さんは、**保育運営課で面接及び申請書類の提出**

申請書類の郵送

※第1希望が認定こども園の場合を除く

申請後2週間程度

申請書類確認票の返信

利用調整(入園審査)

入園希望月
結果回答日ごろ

教育・保育給付認定
通知書の発送・
利用調整結果通知

内定

保留

利用調整後
保留となった方

- 申請書類の入手場所
 - ・柏市HP
 - ・保育運営課
 - ・市内公立保育園
 - ・沼南支所福祉担当

- 特に、障害者手帳をお持ちの場合や、疾病・発達・アレルギー等について気になることがある場合は、必ずお子さんとともに見学を行い、施設の担当者にご説明ください。

- ★**利用を希望するお子さんが障害者手帳をお持ちの場合、または子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書「児童の健康状態」の項目において、「有」に該当する方は、**事前にご予約の上、入園希望月の申込み締切日までに、窓口でのお子さんの面接及び申請書類の受付をさせていただきます。保育運営課までご連絡ください。
※認定こども園が第一希望の場合は、保育運営課での面接（要予約）後に申請書類を第一希望園へ直接持参してください。

- 認定こども園が希望に含まれている場合は、必ず各認定こども園から運営上の事項について申込前に説明を受けてください(P.8参照)。
- 申請書類一式を揃えて、保育運営課まで郵送してください。沼南支所及び保育園等での受付は行っていません。
※第一希望が認定こども園の場合は、保育運営課への郵送ではなく、各認定こども園へ申請書類を直接持参してください。
- 先着順での入園ではありません。

- 受付の処理が完了した方から、順次**申請書類確認票の写しを返信します。**
- 認定事由の確認のため、就労先等について現地調査・電話調査等を行うことがあります。（申請書類の送付日または提出日から2週間程度経過しても申請書類確認票が**返信されない場合は、必ず保育運営課までお問い合わせください。**）

- 保育の必要性に応じて、利用調整基準表（P.20～22参照）に基づき点数を付け、その点数の高い方から希望の保育園等の入園を調整します（認定こども園を第一希望とした場合を除く）。

- 入園内定・保留にかかわらず、結果通知及び教育・保育給付認定通知書を発送します。
- 入園によって、育児休業から復職する方で、上のお子さんが既に保育園等在園中の場合
⇒上のお子さんの認定を育児休業から就労へ変更する必要があります。在園している施設で教育・保育給付認定変更申請書をお受け取りいただき、必要事項を記入の上、入園前に提出してください。

- 翌月以降も継続して入園を希望する方は、教育・保育給付認定が取消しとなるか、申込みの取下げをしない限り、認定期間または令和7年3月分までのうちいずれか短い期間、利用調整を継続します。認定期間満了後、または令和7年4月以降の入園希望は再度申請が必要となります。
- 翌月以降の利用調整結果は、入園内定時のみ通知します。
- 就労や家庭の状況が変わった場合は、必ず保育運営課までご連絡ください。

入園月前月

お子さんの面接

※申請時に面接が済んでいる方を除く

- 詳細は、利用調整結果通知時にお知らせします。
- 申請時に保育運営課にて面接をした方は不要です。
- 事前面接が済んでいないお子さんの面接は、内定後に各園が行います。
(食物アレルギーのお子さんを含む。)
- 期間内に面接ができない場合、内定が失効となる場合があります。必ず面接を受けてください。

入園説明会への参加 及び利用契約

- 入園にあたり、布団や着替えなどの事前準備等、重要な事項について施設にて説明を行うとともに、お子さんの面談を行います。必ず出席してください
(日程・時間は施設によって異なります)。

～入園前まで

健康診断票等の提出

- 医療機関で健康診断を受診してください。
- 健康診断票は、入園日前日までに各園に提出**してください。
健康診断票が提出され、集団生活が可能と判断された場合のみ、入園が承諾となります。
- 健康診断費用は自己負担となります。
- 公立保育園へ入園される方は、柏市の保育園におけるアレルギー疾患生活管理指導表(食物アレルギーのあるお子さんのみ対象)を、入園日までに提出**してください。

保育料(0～2歳児) 給食費(3～5歳児) 口座振替依頼書の提出

- 公立保育園または私立認可保育園へ入園される方については、口座振替希望の金融機関へ提出してください。口座振替依頼書は、各保育園のほか保育運営課でも配付しています。
- 提出後、1～2か月後の保育料(給食費)から振替開始となります。
※公立保育園以外の施設をご利用の場合、給食費については利用する各施設での徴収となります。

入園

- お子さんの状況に合わせて、保護者と相談の上、慣らし保育を実施します。期間はおおむね数日～2週間以内が多いようですが、お子さんの状況を見て各施設で判断します。
- 利用開始日より前に、慣らし保育をすることはできません。

入園月上旬

保育料決定通知 (0～2歳児)

- 入園後に施設から配付(未申告等により、保育料が算定できない場合は、最高額で決定します。P.11～12参照)。
- 毎月の保育料は、原則毎月末日に口座振替させていただくか、毎月末日までにコンビニエンスストアまたは金融機関等で納付していただきます。(認定こども園及び小規模認可保育については施設へご確認ください。)

障害者手帳をお持ちのお子さん、
疾病・発達等について気になることがあるお子
さんについては、
受付期間(※表紙参照)にかかわらず、
事前に保育運営課までご相談ください。



申請に必要な書類について

| | | | |
|------------------------|--|---|---|
| 必ず提出する書類 | <input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定申請書【2・3号(保育利用)】 <input type="checkbox"/> 保育園等利用申込書 | 児童1人につき1枚必要です。 | |
| | <input type="checkbox"/> 子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書 | 児童1人につき1枚必要です。 | |
| | <input type="checkbox"/> 申請書類確認票 | 受付にあたり、受付日や不備のある書類の有無等を記入し、返信します(保護者記入欄あり)。 | |
| | <input type="checkbox"/> 返信用封筒 (長3封筒/12cm×23.5cm) ※住所、保護者氏名を記入 <input type="checkbox"/> 84円切手 | ご用意いただいた封筒を利用し、確認票の写しを返信いたします。 ※返信用封筒(長3封筒/12cm×23.5cm)に、住所、氏名を記入の上、84円切手を貼った状態で、申請書類に同封してください。 ※兄弟姉妹で同時申込みの場合、1世帯に1枚のみご用意ください。 | |
| | 該当のものをご用意ください(令和5年7月1日以降に証明されたもの)。父母それぞれに1枚必要です。 | | |
| | 就労 | <input type="checkbox"/> 就労証明書(個人事業主・内定・内職含む) | 保護者1人につき1枚必要。職場の人事担当者等による記入が必要(本人が事業主である場合を除き、 本人記入は無効)です。 |
| | 妊娠・出産 | <input type="checkbox"/> 出産する子の母子健康手帳の写し | 父母氏名、分娩予定日、妊娠中の経過のページの写しをご用意ください。(柏市発行の母子健康手帳の場合、順にP.1, 4, 9) |
| 疾病・障害 | <input type="checkbox"/> 障害者手帳の写しまたは診断書の原本 | 診断書の場合「①病名」「②症状」「③必要な療養期間(記載が可能な場合)」「④児童の家庭保育にあたれない状況にあるか」について診断及び記載が必要です。 | |
| 介護・看護 | <input type="checkbox"/> 介護・看護状況申告書 <input type="checkbox"/> 診断書等 | 「①病名」「②症状」「③必要な療養期間(※記載が可能な場合)」「④家族による常時介護・看護が必要な状況にあるか」について診断及び記載が必要です。その他、障害者手帳やケアプラン等があれば添付してください。 | |
| 求職活動中 | <input type="checkbox"/> 求職活動状況申告書 (□ハローワークカード(又は受付票)の写し) | 求職活動を申請時点で行っていない方は、教育・保育給付認定及び利用申込みの対象外となります。 ハローワークカード(又は受付票)の写しの提出は必須ではありません。 | |
| 就学 | <input type="checkbox"/> 在学証明書 <input type="checkbox"/> カリキュラム・時間割の写し | カリキュラム・時間割については、 保育を必要とする期間・日数や時間がわかるもの が必要です。 ※カルチャースクール等は対象外(P.3参照)です。 | |
| 該当する場合のみ提出する書類 | 柏市に転入予定の場合 | <input type="checkbox"/> 本人確認書類(家族全員分) <input type="checkbox"/> 転入誓約書 <input type="checkbox"/> 不動産(建物)売買契約書の写し、賃貸借契約書の写し等 | 本人確認書類(氏名、現住所、生年月日がわかるもの)、転入誓約書、入園希望月の前月末日までに柏市に転入するとわかる契約書(例:物件の引き渡し日が入園希望月の前月中)が必要です。(P.23~24参照) |
| | 令和5年1月2日以降に柏市へ転入された方(転入予定の方を含む) | <input type="checkbox"/> (非)課税証明書等 ・4月~8月入園…令和5年度分 ・9月~3月入園…令和6年度分 | 市区町村住民税額、所得、所得控除の内容、税額控除の内容が記載されているものを提出してください。利用調整の際、点数が同点の方の優先順位の判断に用います。 提出のない場合、利用調整時に不利になります。 |
| | 申込み児童が認可外保育施設を月極めで利用中の場合 | <input type="checkbox"/> 在園証明書 | 様式の定めはありません。各施設の様式をご用意ください。 |
| | 申込み児童の兄弟姉妹が幼稚園または障害児通園施設等を利用中の場合 | | |
| | ひとり親世帯または両親ともに不在の場合 | <input type="checkbox"/> 戸籍謄本(または離婚届の受理証明書) | 児童の親権者等が明示されているものが必要です。 |
| | 離婚調停中で、親権者の一方が別居の場合 | <input type="checkbox"/> 裁判所からの呼び出し状の写し(または夫婦関係等調整調停申立書) | 親権者の一方が別居… 住民票が別 であることが必要です。 |
| | 児童、保護者または同居世帯員が外国籍の場合 | <input type="checkbox"/> 在留カードの写し | 表裏両面の写し が必要です。在留資格・在留期間を確認します。※特別永住者証明書でも可。 |
| | 障害のある方が同居している場合 | <input type="checkbox"/> 障害者手帳等の写し | 左記のほか、障害があるとわかるものを提出してください。 |
| | 保育士・保育教諭または幼稚園教諭として市内認可施設等に勤務する場合 | <input type="checkbox"/> 保育士証等の写し | 保育士・保育教諭または幼稚園教諭であることがわかるものを提出してください。 |
| | 就労等の申込みで、出産を予定している場合 | <input type="checkbox"/> 出産する子の母子手帳の写し | 父母氏名、分娩予定日、妊娠中の経過のページの写しをご用意ください(柏市発行の母子手帳の場合、順にP.1, 4, 9)。 |
| 勤務の都合で父母の一方が単身赴任しているとき | <input type="checkbox"/> 就労証明書 | 就労証明書の備考欄に単身赴任の旨とその期間の記載が必要です。備考欄に記載が無い場合は、氏名・就労先の住所・単身赴任とその期間が記載された会社で発行したもので可能です。 | |

申請に関する注意事項(必ずお読みください)

●認定こども園と一部の保育園の利用を希望する方

認定こども園への入園については、各園との直接契約に基づくものになります。希望する認定こども園の運営上の重要事項(保育料以外にかかる費用など)について、**申請前に**必ず各認定こども園から説明を受けてください。

また、一部の施設(P.17の※2を参照)をご希望の方も、保育料以外にかかる費用について施設により異なりますので、**申請前に**必ず各施設へお問い合わせください。

●障害者手帳をお持ちのお子さん、または子どものための教育・保育給付認定申請書兼保育園等利用申込書に記載の「児童の健康状態」の事項において、「有」に該当するお子さん

■集団生活に向けて詳しくお話を伺います。お早めに保育運営課までご連絡ください。窓口で申請書類の受付及びお子さんの面接をさせていただきます。

■面接を実施していない場合は申請完了となりません。

※施設の受入れ体制が整わない場合は、入園が内定した場合でも、状況により入園までに時間がかかる場合がありますので、ご了承ください。

●認定申請の書類に不備があった場合

書類に不備がある場合、認定を受けることができないため、保育園等の利用調整(入園審査)をすることができません。書類に不備がある場合は、必ず入園を希望する月の申込み締切日までに郵送してください(締切日必着)。

●入園によって、育児休業から復職する方で、上のお子さんが既に保育園等に在園中の場合

上のお子さんの認定を育児休業から就労へ変更する必要があります。上のお子さんが在園している施設で教育・保育給付認定変更申請書をお受け取りいただき、必要事項を記入の上、下のお子さんの入園前に提出してください。

●育児休業中の申請

育児休業期間とは家庭で育児に専念する期間であるため、保育の必要性がない以上、申請できません。ただし、育児休業期間を満了して復職する時は、申請できます。

また、入園でき次第、期間満了前に育児休業を切り上げて、速やかに復職する場合も同様です。

申請は、入園月中の復職が条件(4月入園の場合、4月中の復職)となりますので、事前に職場やご家族とよく調整・確認の上、行ってください。

育児休業からの復職予定で申請をされて、入園月中に復職(または就労開始)できない場合、**内定取消しとなります**。申請時点で妊娠が判明しており、復職しない場合の申込みについては、保育運営課へお問合せください。(調整点数「コ」が加点されて内定し復職できない場合は、**内定取消しとなります**。)

なお、復職とは、育児休業を取得した職場へ戻ることを指します(派遣社員の場合、同じ派遣会社から紹介された職場を含む)。その職場を退職し別の会社に就労される場合は、復職とはなりません。

●申請後に転職をする場合

入園が決まった後に、申請時に提出した就労証明書の勤務先を退職し、転職をする場合、**内定取消しとなります**。入園時点の要件を示す就労形態でなかったことになり、求職活動の点数に相当します。そのため、利用調整において入園が内定した点数と異なるため、他の申込者との公平性により入園することはできません。最初から求職活動で申請いただくか、内定先と両方の就労証明書をご提出ください。

●入園保留時に行う育児休業の延長用の保留通知について

結果回答予定日に、最初の1回のみ保留通知を送付いたします。入園保留で利用調整の継続を希望した場合、お電話等でご依頼があれば、2回目以降の保留通知も発行いたします。

なお、「子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書」の育児休業の延長を希望しているへチェックした場合、当該年度内に限り、減点(-40点)をして利用調整を行います。**ただし、減点をしても希望園に空きがある場合は、入園をご案内することになります**ので、空き状況をご確認いただいたうえで希望園をご検討ください。空き状況は毎月20日頃に更新しており、柏市HPでもご覧いただけます。

●教育・保育給付認定の有効期限

有効期限は、保育の必要性の認定にかかる「事由」によって異なります。申請後、発行された教育・保育給付認定通知書をご確認ください。なお、最長の有効期限は次のとおりとなります。

2号認定（満3歳以上）の場合

→認定日から小学校就学前月の末日までの期間が最長の有効期限となります。

3号認定（満3歳未満）の場合

→認定日から満3歳に達する日の前日までの期間が最長の有効期限となります。

●その他

■申請後、申請内容に変更があった場合（転職または退職した場合、同居世帯員が増えた場合など）は、変更が生じてから2週間以内に届け出る必要があります。

■入園が保留となった場合、翌月以降も継続して入園を希望する方は、教育・保育給付認定取消しとなるか、申請の取下げをしない限り、認定期間または令和7年3月分までのうちいずれか短い期間、利用調整を継続します。認定期間満了後（例：求職活動中の方は3か月間）または令和7年4月以降の希望は、再度申請が必要となりますのでご注意ください。

■入園内定に対し、正当な理由なく辞退があった場合は、同一年度内の再度の入園申込みについて、減点の対象となります。

●兄弟姉妹で2人以上の入園申込みをする場合の注意点

申込書の「兄弟姉妹同時申込時の希望」は、兄弟姉妹同時申込者の場合、利用調整をする上で重要となりますので、希望の記載に間違いがないようにお願いします。不明な点は、申請時に確認してください。

選択がない場合は、「①」を選択したものとみなします。

（例）上の子も下の子も家庭保育で、下の子の育児休業中。別々の園となってもよいが、同月に入園できないのであれば、育休を延長するので、同時入園のみ希望。

- ・同じ園でそろえることを優先したい → ②
- ・同じ園でそろえることよりも、それぞれ希望順位の高い園を利用したい → ③

| きょうだい全員が同時に入園できる場合のみ入園を希望する | |
|---|---|
| 同じ施設でなければ入園しない →いずれかが保留の場合、きょうだい全員が保留 | ① |
| 希望順位が低い施設でも、同じ施設になることを優先 →いずれかが保留の場合、きょうだい全員が保留 | ② |
| （別々の施設でも）それぞれ希望順位が高い施設を優先 →いずれかが保留の場合、きょうだい全員が保留 | ③ |
| きょうだい全員が同時に入園できない場合、ひとりだけでも入園希望 | |
| 希望順位が低い施設でも同じ施設になることを優先（同時に入園できる場合） →きょうだい同時に入園できない場合、いずれかひとりだけでも入園を希望 | ④ |
| （別々の施設でも）それぞれ希望順位が高い施設を優先（同時に入園できる場合） →きょうだい同時に入園できない場合、いずれかひとりだけでも入園を希望 | ⑤ |
| ひとりが入園できる場合のみ、もうひとりの入園を希望 | |
| 上の子はひとりでも入園希望、下の子は同じ施設となる場合のみ希望 | ⑥ |
| 下の子はひとりでも入園希望、上の子は同じ施設となる場合のみ希望 | ⑦ |
| 【注意事項】※⑥または⑦は3人以上同時申込では選択できません。 | |
| 3人以上の同時申込で①～⑤に当てはまらない場合は、保育運営課までご相談ください。 | |

●次の場合は、入園の取消しや退園となるだけでなく、文書偽造による処罰の対象となる場合があります

■就労していないにもかかわらず就労している等、事実と異なる虚偽の記載や申立てをした。
 ■重要事項（家族構成やお子さんの発育上気になること等）について故意に申告しなかった。
 ※これらの不正事項や疑わしい事項については、入園後も継続して行われる市の調査、市民の方々や職場からの問い合わせ等により明らかになりますので、厳正に申請・ご利用いただきますようお願いします。

●ひとり親世帯の方

婚姻関係にない方であっても同居されている方（親族を除く）がいる場合は、その方の保育を必要とする事由がわかる書類が必要となり、保育料（給食費）算定の対象にもなります。

保育園等利用に関することについては、柏市ホームページ【認可保育園等利用についてのよくある質問】よりご確認ください。

【認可保育園等利用についてのよくある質問】



【保育園利用について】

●慣らし保育（入園直後の短時間保育）について

預け始めの時期、環境の変化からお子さんには強いストレスがかかり、急な不調に繋がりがねないため、お子さんの状況に合わせて、保護者と相談の上、慣らし保育を実施する場合があります。おおむね数日～2週間以内が多いようです。

●入園を希望する子どもに食物アレルギーがある場合の、除去食などの対応について

食物アレルギーの対応については、医師の診断指示を基に除去食等を行っています。医師が記入するアレルギー疾患生活管理指導表が必要となります。入園が内定・決定したら詳細の対応について、各園にご確認ください。

●薬の預かりについて

与薬による事故を防ぐため、原則、薬等はお預かりしていません。服薬については、受診時に保育園等に通っている事を必ず主治医に伝えていただいた上で、例えば服薬時間を朝・夕や寝る前等にすることが可能かどうか相談してください。なお、慢性疾患の場合はお早めにご相談ください。

【幼稚園について】

●幼稚園に通っているお子さんが、夏休みの期間中だけ保育園等を利用することについて

幼稚園に在籍中は、二重在籍となるため、保育園等へ入園することはできません。

●上のお子さんを幼稚園に入れながら、下のお子さんだけ保育園等の申請をすることが可能か

申請可能です。入園した場合、上のお子さんが幼稚園を卒園するまで、下のお子さんの保育料が軽減されます。保育料の軽減についてはP.12をご参照ください。

【児童の健康状態について】

●病気、発達の遅れ等がある場合の手続きについて

お子さんに必要な準備を整えるため申請時に面接が必要です。受付期間内に電話で事前面接の予約をしてください。面接当日はお子さん同伴、母子手帳をお持ちの上、保育運営課窓口にお越しください。

なお、集団生活を送る上での事前のご相談は、入園申請期間にかかわらずお早めにご相談ください。

●介助の職員について

お子さんが集団生活を送る上での安全確保や、日常生活の介助が必要な際検討させていただきます（マンツーマンとは限りません。）。

なお、お子さんの状況により介助職員が必須と判断され、受け入れ体制が整わない時は当面の間お待ちいただくことがあります。

また、転園に関しても同様に、転園先の受け入れ体制の確認が必要なため、必ず事前に保育運営課にご相談ください。

保育料(0~2歳児)について

●保育料は、父母(保護者)の市民税所得割額それぞれを合算したものにに基づき、算定されます。

ただし、次の2つの条件に該当する場合は、同居する祖父母等(直系親族に限る)のうち、市民税所得割額の最も高い方を家計の主宰者とし、その方の市民税額も合算して保育料を決定します。【例:父(ゼロ)+母(ゼロ)+祖父】

| | |
|-----|---|
| 条件① | 父母のいずれも市民税所得割が課税されていない(0円)。 |
| 条件② | 父母合算の年収が180万円未満(ひとり親家庭は120万円未満)または、 月収が3か月以上連続して15万円未満(ひとり親家庭は3か月以上連続して10万円未満) |

父母が離婚している場合でも、生計を一にしている(同居)と判断される場合は、保育料算定の対象となります。お子さんの実父母ではない方(直系親族に限る)や婚姻関係にない方であっても、同居している場合は、保育料算定の対象となります。

なお、保育料決定後に市民税所得割額が更正されると、それに伴って保育料が変更となる場合があります。還付・充当または追加の支払いを行っていただく場合がありますのでご了承ください。

●利用月によって、保育料算定の基礎となる市民税課税年度が異なります。

| | | |
|------------------|------------------------------------|---|
| 利用月(入園月) | 令和6年4月～令和6年8月 | 令和6年9月～令和7年8月 |
| 保育料算定の基礎 | 令和5年度市民税所得割額 (令和4年中の所得、控除に応じます) | 令和6年度市民税所得割額 (令和5年中の所得、控除に応じます) |
| 市民税が課税される自治体 | 令和5年1月1日時点で 住民票のあったところ | 令和6年1月1日時点で 住民票のあったところ |
| 利用調整 | 令和5年1月2日～令和6年1月1日に柏市へ転入の方 | (非)課税証明書を提出してください。(※1) |
| | 令和6年1月2日～令和7年1月1日に柏市へ転入の方 | (非)課税証明書を提出してください。(※1) |
| 入園内定後 (保育料決定) | 令和5年1月1日以前から柏市にお住まいの方 | 入園申込時の同意により課税状況を確認しますが、未申告等の場合は最高額で決定します。 |
| | 令和5年1月2日～令和6年1月1日に柏市へ転入の方 | マイナンバー制度による情報連携により、照会します。(※2) |
| | 令和6年1月2日～令和7年1月1日に柏市へ転入の方 | マイナンバー制度による情報連携により、照会します。(※2) |
| 海外から転入される方 | 年間収入申告書及び所得金額等のわかるものを提出してください。 | |

※1 点数が同点の方の優先順位の判断に、(非)課税証明書等を用います。提出がない場合は、不利になります。(非)課税証明書の提出がなく、利用調整時に不利になった場合でも、入園決定後は情報連携による照会で保育料決定することが可能です。

※2 マイナンバーの未記入や未申告等により、情報連携による照会ができなかった場合は、(非)課税証明書等を提出していただきます。

参考例 市・県民税 税額決定・納税通知書 (様式は自治体によって異なります)

住民税がすべて給与天引きされている方は、例年6月頃に職場から配付される、こちらの市・県民税 特別徴収額の決定通知書をご確認ください。

| 特別徴収税額明細 | |
|----------|---------|
| 給与収入 | 4178453 |
| 給与天引き | 2900800 |
| 所得 | 1277653 |
| 所得控除 | 1277653 |
| 所得割額 | 75600 |
| 均等割額 | 3500 |
| 特別徴収額 | 79100 |
| 税額控除 | 15425 |
| 所得割額 | 50400 |
| 均等割額 | 1500 |
| 特別徴収額 | 131000 |
| 税額控除 | 0 |
| 所得割額 | 0 |
| 均等割額 | 34300 |
| 特別徴収額 | 96700 |
| 税額控除 | 102300 |
| 増減額 | +28700 |

| 住所 | 氏名 |
|------|-------|
| 5月分 | 8800 |
| 6月分 | 8500 |
| 7月分 | 8500 |
| 8月分 | 8500 |
| 9月分 | 8500 |
| 10月分 | 12700 |
| 11月分 | 12000 |
| 12月分 | 12000 |
| 1月分 | 12000 |
| 2月分 | 12000 |
| 3月分 | 12000 |
| 4月分 | 12000 |
| 5月分 | 12000 |

扶養控除等を変更しました
扶養控除額 5000円
特別徴収額 21,637円

あなたの特別徴収税額を左記のとおり決定(家算)したので、専業主婦(専業主夫)及び勤労者の4割(3割)の範囲によって通知します。また、この通知書の記載事項に不備がある場合は、この通知書を受け取った日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の通知を受ける場合は、住民の権利義務に係る取組の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に市を相手として(市長が職務の代表者となります)提訴することができます。

なお、地方の取組しの別は、国等の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提訴することができませんが、①審査請求があった日から3か月を経過しても取決がないとき、②取組、取組の執行又は審査請求の執行により生ずる新しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その取決を履行することにより公益を損なう場合があるときは、裁決を経なくても起訴の取組しの取決を提訴することができます。

令和4年8月22日
柏市長 太田和美

保育料(0~2歳児)について

- 認定こども園(保育利用)、私立認可保育園、小規模認可保育、公立保育園いずれの施設でも、同じ保育料額表に基づき、決定します。

なお、保育料のほか、延長保育の利用料や各園で用意するおやつや帽子代の実費等、別途お支払いいただく場合があります。

- 年度当初(4月1日)の年齢により保育料を決定します。そのため、年度途中で満3歳となり、3号から2号に認定区が変更となっても、その年度末までは「2歳児」の保育料額のままとなります。

柏市2号・3号子ども保育料額表(月額)

単位:円

| 税額 | 定義 | 階層 | 0~2歳児 | | 3~5歳児 | |
|---------------------------------|-----------------------|--------|--------|--------|---|-----|
| | | | 標準時間 | 短時間 | 標準時間 | 短時間 |
| 生活保護世帯・里親 市民税非課税 市民税均等割のみ | | 1 | 0 | 0 | <p style="text-align: center;">保育料0円</p> <p>※別途、給食費及び延長保育料はご負担いただきます。</p> <p>※兄弟姉妹で、上のお子さんが保育料無償化の対象の歳児(3~5歳児)になっても、下のお子さんの多子軽減(第2子半額、第3子無料)は下の表のとおり適用されます。</p> | |
| | | 2 | 0 | 0 | | |
| | | 3-1 | 5,900 | 5,790 | | |
| 市民税所得割課税額(父母合算) ※祖父母等を見る場合あり | 所得割 5,000円未満 | 3-2 | 7,700 | 7,560 | | |
| | 所得割 5,000円~18,599円 | 3-3 | 9,500 | 9,330 | | |
| | 所得割 18,600円~33,599円 | 3-4 | 11,300 | 11,100 | | |
| | 所得割 33,600円~48,599円 | 3-5 | 13,100 | 12,870 | | |
| | 所得割 48,600円~56,999円 | 4-1 | 16,400 | 16,120 | | |
| | 所得割 57,000円~66,999円 | 4-2 | 19,700 | 19,360 | | |
| | 所得割 67,000円~76,999円 | 4-3 | 23,000 | 22,600 | | |
| | 所得割 77,000円~86,999円 | 4-4 | 26,300 | 25,850 | | |
| | 所得割 87,000円~96,999円 | 4-5 | 29,600 | 29,090 | | |
| | 所得割 97,000円~114,999円 | 5-1 | 32,900 | 32,340 | | |
| | 所得割 115,000円~132,999円 | 5-2 | 36,200 | 35,580 | | |
| | 所得割 133,000円~150,999円 | 5-3 | 39,500 | 38,820 | | |
| | 所得割 151,000円~168,999円 | 5-4 | 42,800 | 42,070 | | |
| | 所得割 169,000円~194,999円 | 6-1 | 46,100 | 45,310 | | |
| | 所得割 195,000円~220,999円 | 6-2 | 49,400 | 48,560 | | |
| | 所得割 221,000円~246,999円 | 6-3 | 52,700 | 51,800 | | |
| | 所得割 247,000円~272,999円 | 6-4 | 56,000 | 55,040 | | |
| 所得割 273,000円~300,999円 | 6-5 | 59,300 | 58,290 | | | |
| 所得割 301,000円~332,999円 | 7-1 | 61,300 | 60,250 | | | |
| 所得割 333,000円~364,999円 | 7-2 | 63,300 | 62,220 | | | |
| 所得割 365,000円~396,999円 | 7-3 | 65,300 | 64,180 | | | |
| 所得割 397,000円~444,999円 | 8-1 | 67,300 | 66,150 | | | |
| 所得割 445,000円~499,999円 | 8-2 | 69,300 | 68,120 | | | |
| 所得割 500,000円以上 | 8-3 | 71,300 | 70,080 | | | |

- 市民税の税額控除のうち、配当控除額、住宅借入金等特別税額控除額、寄附金税額控除額(ふるさと納税)、外国税額控除額、配当割額控除額・株式等譲渡所得割額控除額については、保育料算定上は対象となりません。

保育料の軽減については、以下の表をご参照ください。

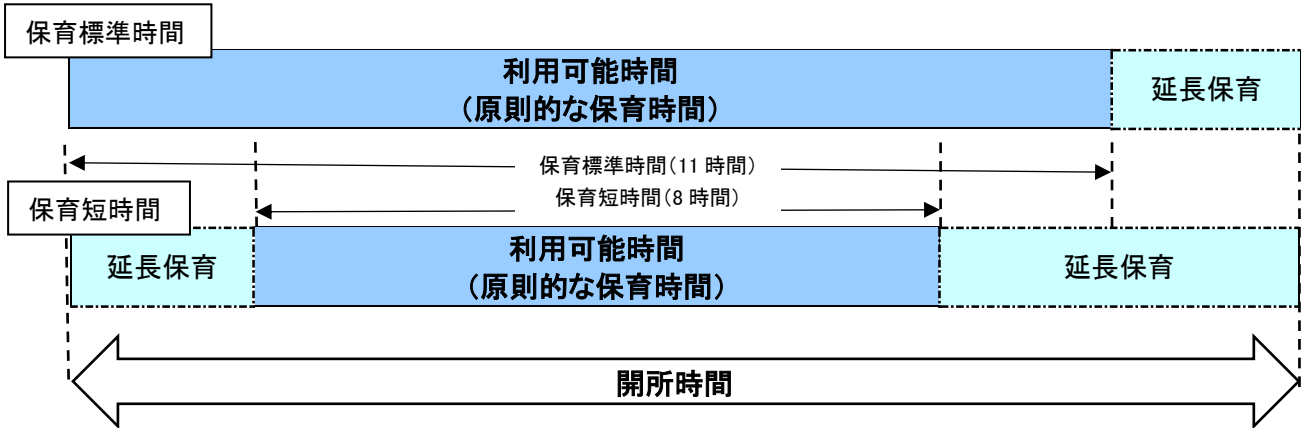
| 条件 | 多子世帯 | 母子・父子、在宅障害世帯 |
|---------------------|---|---------------------------------|
| 市民税均等割のみ~所得割57,699円 | 生計を一にする兄・姉がいる 第2子半額・第3子無料 | 第1子半額 半額が9,000円を超える場合は9,000円 |
| 所得割57,700円~77,100円 | 小学校就学前の兄・姉がいる (保育園等に通園している場合) 第2子半額・第3子無料 | 第2子無料 |
| 所得割77,101円以上 | | 通常額 |

※軽減後の保育料は、10円未満切り捨てとなります。

延長保育料及び給食費について

保育時間について

※園ごとの開園時間により、朝の一部の時間帯が延長保育になる場合があります。



なお、地震や台風等の災害時、災害の状況によっては臨時休園となる場合があります。

延長保育料について

- 認定こども園，私立認可保育園，小規模認可保育については各施設へお問い合わせください。
- 公立保育園

| 保育の必要量 | 時間帯 | 1回あたりの料金 |
|--------------|---------------|----------|
| 保育短時間のみ | 7時00分～8時30分 | 100円 |
| | 16時30分～18時00分 | 100円 |
| 保育標準時間・保育短時間 | 18時00分～19時00分 | 100円 |

給食費の減免について

- 3歳児クラスから5歳児クラスの児童については保育料が無償化となりましたが、給食費については、引き続き、ご負担いただくこととなります。また、各施設で実際に給食に要した材料の費用などを勘案して定めているため、施設によって費用は異なります (P. 14～18 参照)。
- 次に該当する方については、給食費が免除となります。
 - …副食費及び主食費が免除
 - 副…副食費のみ免除

| 2号子ども | | 第1子 | 第2子 | 第3子 | 多子の数え方 |
|----------------------|--------------|-----|-----|-----|----------------------------------|
| 生活保護世帯・里親 | | ○ | ○ | ○ | 生計を一にする兄・姉がいる |
| 市民税非課税世帯 | 母子・父子，在宅障害世帯 | ○ | ○ | ○ | |
| | 多子世帯 | 副 | ○ | ○ | |
| 市民税均等割のみ～所得割 57,699円 | 母子・父子，在宅障害世帯 | 副 | ○ | ○ | |
| | 多子世帯 | 副 | 副 | ○ | |
| 所得割 57,700円～77,100円 | 母子・父子，在宅障害世帯 | 副 | ○ | ○ | |
| | 多子世帯 | | | ○ | |
| 77,101円～ | | | | ○ | 小学校就学前の兄・姉がいる (保育園等に通園している場合) |

令和6年度保育園等一覧

● 保育施設の種類 ●

| | |
|------------------|---|
| 公立保育園 私立認可保育園 | 仕事や病気などにより家庭で保育ができない保護者に代わって就学前までの児童をお預かりする施設です。 |
| 認定こども園 | 幼稚園と保育園の機能を併せ持ち、幼稚園枠（1号）は、保護者が働いている、いないにかかわらず利用でき、保育園枠（2号）をご利用の保護者の就労状況等が変化した場合でも、幼稚園枠（1号）に空きがあれば、通り慣れた施設を継続して利用することができる場合があります。 詳しくは、直接認定こども園にお問い合わせください。 |
| 小規模認可保育 | 0歳から2歳児を対象とした、定員が6人以上19人以下の少人数で行う保育施設です。 卒園後の受け入れ先として幼稚園などの「連携施設」を設定しています。 |

駐車台数…令和5年10月現在の台数です。

公立保育園

| 施設名 | 所在地 | 定員数 | 保育年齢 | 給食費 | 開園時間 | 保育標準時間 |
|---------|--------------|--------|-----------|---|------------|----------------------|
| | 電話番号 | 駐車台数 | | | | 保育短時間 |
| 桜台保育園 | 桜台 9-6 | 160名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 (必ず P.18の ※注意 事項※ をご一読 ください) | 7:00～19:00 | 保育標準時間 7:00～18:00 |
| | 7167-5924 | 5台 | | | | |
| 若葉保育園 | 若葉町 4-36 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7167-7655 | 5台 | | | | |
| あけぼの保育園 | あけぼの 3-4-18 | 90名 | 1歳児～5歳児 | | | |
| | 7143-7654 | 4～5台 | | | | |
| 富勢保育園 | 布施 834-1 | 115名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7131-0012 | 7～8台※1 | | | | |
| 東中新宿保育園 | 東中新宿 4-5-24 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7173-9087 | 11台 | | | | |
| 豊四季保育園 | 豊四季台 2-1-120 | 245名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7145-3414 | 20台 | | | | |
| 増尾保育園 | 増尾 6-6-1 | 100名 | 1歳児～5歳児 | | | |
| | 7172-1347 | 9台 | | | | |
| 豊住保育園 | 豊住 3-1-43 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7174-7197 | 8台 | | | | |
| 土南部保育園 | 逆井 1305-2 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7173-7811 | 15台 | | | | |
| 西原保育園 | 西原 1-4-20 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7154-7964 | 9台 | | | | |
| 豊町保育園 | 豊四季 698-28 | 159名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7174-8484 | 10台 | | | | |
| 富士見保育園 | 豊四季 126-2 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7145-1721 | 10台 | | | | |
| 酒井根保育園 | 酒井根 4-10-33 | 220名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7173-1647 | 20台 | | | | |
| 名戸ヶ谷保育園 | 名戸ヶ谷 683-1 | 127名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7164-8783 | 7台 | | | | |
| 田中保育園 | 正連寺 100 | 100名 | 1歳児～5歳児 | | | |
| | 7133-3731 | 8台 | | | | |
| 旭町保育園 | 旭町 5-3-25 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7143-8240 | 11台※1 | | | | |
| 東町保育園 | 東 2-1-27 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7164-5967 | 6台 | | | | |
| 高野台保育園 | 根戸 416-67 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7133-6460 | 14台 | | | | |
| しこだ保育園 | 篠籠田 1275-5 | 130名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7143-8882 | 7台 | | | | |
| 松葉保育園 | 松葉町 4-11 | 150名 | 生後57日～5歳児 | | | |
| | 7132-3200 | 5台※1 | | | | |
| 高柳保育園 | 高柳 1503-9 | 60名 | 生後4か月～5歳児 | | | |
| | 7191-1344 | 7台 | | | | |
| 高柳西保育園 | しいの木台 5-31-2 | 85名 | 生後4か月～5歳児 | | | |
| | 7108-1000 | 10台 | | | | |

※1 近隣センターまたは出張所との共用となります。

私立認可保育園

※給食費は変動する可能性があります。

| 施設名 | 所在地 | 定員数 | 保育年齢 | 給食費 (目安) | 開園時間 | 保育標準時間 |
|-----------------------|-----------------------------------|--------|-------------|-------------|------------|------------|
| | 電話番号 | 駐車台数 | | | | 保育短時間 |
| ひかり隣保館保育園 | 十余二 175-42 | 110名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～19:30 | 7:00～18:00 |
| | 7134-0115 | 7台以上※4 | | | | 8:30～16:30 |
| おお田保育園 | 大青田 1507-8 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,600円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7131-2795 | 6台 | | | | 8:30～16:30 |
| 花の井保育園 | 大室 1285-12 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,600円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7135-7010 | 14台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏保育園 | 南柏中央 6-5 | 81名 | 生後57日～5歳児 | 5,900円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | クイーンビル 1・2F | 3台 | | | | 8:30～16:30 |
| あいみ保育園 | 大津ヶ丘 3-3-2 | 120名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7191-8161 | 40台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| 巻石堂さくら保育園 | 柏 3-10-28 | 60名 | 生後57日～5歳児 | 6,510円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7166-7374 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| 柏の葉キャンパス保育園 | 若柴 173-8 柏の葉キャンパス 151 街区 A 棟 SA-2 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,500円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7134-4774 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| みなみ高柳保育園 | 高柳 1337-2 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,500円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7192-3745 | 13台 | | | | 8:30～16:30 |
| 吉野沢保育園 | 豊平町 11-18 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7145-4438 | 4～5台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏さかさい保育園 | 逆井 1377-1 | 120名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7172-3939 | 25台 | | | | 8:30～16:30 |
| とばり保育園 | 戸張 1588-2 | 120名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7138-5183 | 30台 | | | | 8:30～16:30 |
| 西口保育園 | 布施 1211-1 | 60名 | 生後57日～5歳児 | 7,000円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7134-2491 | 7台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏中央保育園 | 明原 1-2-10 1～3F | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7147-3922 | 7台 | | | | 8:30～16:30 |
| アイグラン保育園柏たなか駅前 | 小青田 2-8-1 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 6,250円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7135-1137 | 6台 | | | | 8:30～16:30 |
| ヴィヴァン保育園 | 新柏 2-6-4 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 6,000円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7168-2525 | 10台 | | | | 8:30～16:30 |
| 小学館アカデミー 柏しこだの森保育園 | 篠籠田 573-1 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7140-2025 | 7台 | | | | 8:30～16:30 |
| ういず南柏保育園 | 新富町 1-2-39 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7197-3936 | 10台 | | | | 8:30～16:30 |
| 咲保育園 | 大井 1187-1 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,500円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7192-3739 | 6台 | | | | 8:30～16:30 |
| ミアヘルサ保育園 ひびきかしわ | 柏 6-8-37 K2ビル 2F | 98名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7189-8235 | 7台 | | | | 8:30～16:30 |
| ピノキオ幼児舎南柏保育園 | 南柏 1-6-12 穂高第20 プラザズビル南柏 | 27名 | 生後57日～2歳児 | / | 7:00～19:30 | 7:00～18:00 |
| | 7142-7461 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| ニチキッズ柏保育園 | 新柏 1-13-9 ニチイケ アブラザ柏 2F | 47名 | 生後57日～2歳児 | / | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7163-3659 | 8台 | | | | 8:30～16:30 |
| ニチキッズ逆井みなみ保育園 | 逆井 5-15-19 | 65名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7160-7110 | 8台 | | | | 8:30～16:30 |
| 北の杜保育園 | 正連寺 434-26 中央 128 街区 1 | 60名 | 生後57日～5歳児 | 5,600円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7199-8335 | 10台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏しんとみ保育園 | 豊四季 336-5 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,400円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7197-3949 | 10台 | | | | 8:30～16:30 |
| ヴィヴァン亀甲台保育園 | 亀甲台町 2-13-12 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 6,000円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7166-1010 | 10台 | | | | 8:30～16:30 |
| キッズエンカレッジ | 加賀 3-23-6 | 65名 | 生後57日～5歳児 | 6,000円 | 7:00～19:30 | 7:00～18:00 |
| | 7157-1398 | 3～4台 | | | | 8:30～16:30 |
| ら・くれしゅ柏駅前保育園 | 旭町 1-6-1 サザンテナ 柏 2F | 28名 | 生後57日～2歳児 | / | 7:00～19:30 | 7:00～18:00 |
| | 7141-0036 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| 北柏駅前保育園わらび | 北柏 3-2-5 | 30名 | 2歳児～5歳児 | 6,000円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7166-7355 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| 柏みどり保育園 | 東中新宿 3-23-1 | 78名 | 生後57日～2歳児※2 | / | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7192-6548 | 20台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| 咲さく良保育園 | 高柳 2-6-4 | 90名 | 生後57日～5歳児 | 5,500円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7130-9102 | 5台 | | | | 8:30～16:30 |

※給食費は変動する可能性があります。

| 施設名 | 所在地 | 定員数 | 保育年齢 | 給食費 (目安) | 開園時間 | 保育標準時間 |
|--|--|-----------------|-----------------------------|-------------|------------|------------|
| | 電話番号 | 駐車台数 | | | | 保育短時間 |
| かしわのはこころ保育園 | 若柴 280-10 中央 171 街区 3 | 80 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7135-5629 | 3 台 | | | | 8:30～16:30 |
| Gakken ほいくえん 柏の葉 (Gakken ほいくえん 柏の葉分園 二ノ含む) | 若柴 227-6 柏の葉キャンパ ス 147 街区コモン D 棟(分 園:若柴 227-6 柏の葉キャン パス 147 街区 E 棟) | 120 名 (分園含む) | 生後57日～5歳児 (分園:1歳児～5歳児) | 5,700 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7137-0860 (分園:7135-7005) | なし | | | | 8:00～16:00 |
| プチ・ナーサリー柏の葉保育園 (プチ・ナーサリー柏の葉保育園 分園含む) | 若柴 276-1 中央 161 街区 6 (分園:若柴 175 ならぼーと柏 の葉 1F) | 99 名 (分園含む) | 生後57日～5歳児 (分園:生後57日～2歳児) | 5,500 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7135-4941 (分園:7168-1627) | 本園:3 台 分園:なし | | | | 8:30～16:30 |
| かしわたなかこころ保育園 | 小青田 3-6-18 | 90 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7170-1782 | 3 台 | | | | 8:30～16:30 |
| さくらさくみらい 柏の葉 | 若柴 178 番地 4 柏の葉キ ャンパス 148 街区 1A | 90 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7199-9525 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| めばえ保育園 | 若柴 226-14 中央 145 街区 6 | 60 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7133-1155 | 2 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏 EGEC 保育園 | 柏 6-4-26 | 80 名 | 生後57日～5歳児 | 5,400 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7193-8839 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| 豊四季はぐくみ保育園 | 篠籠田 1082-2 | 90 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7128-8975 | 10 台 | | | | 8:30～16:30 |
| まなびの森保育園豊四季 | 豊四季 185-1 | 90 名 | 生後57日～5歳児 | 5,500 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7170-4643 | 6 台 | | | | 8:30～16:30 |
| AIAI NURSERY 新柏 | 豊住 1-3-27 | 60 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7170-4481 | 7 台 | | | | 8:30～16:30 |
| ひなた保育園 | 大室 1-5-4 | 90 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7131-7788 | 4 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 船戸プロッサム保育園 | 船戸 1-5-24 | 90 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7197-6893 | 5 台 | | | | 8:30～16:30 |
| かしわきゃんぱすこころ保育園 | 若柴 378 番地 16 中央 177 街区 6 | 80 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7186-7486 | 8 台 | | | | 8:30～16:30 |
| AIAI NURSERY 第二新柏 | 新柏 1丁目 1810 番 5 | 60 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7192-8951 | 8 台 | | | | 8:30～16:30 |
| AIAI NURSERY 豊四季 | 豊四季 301 番 89 | 90 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7137-9927 | 10 台 | | | | 8:30～16:30 |
| TX かしわこころ保育園 | 船戸 3-1-1 | 80 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7186-7810 | 7 台 | | | | 8:30～16:30 |
| つじなか柏の葉保育園 | 若柴 278 番地 8 中央 178 街区 11 | 70 名 | 生後57日～5歳児 | 5,500 円 | 7:30～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7168-0177 | 4 台 | | | | 8:30～16:30 |
| オハナゆめ保育園柏の葉 | 十余二 348-130 中央 238 街区 1 | 75 名 | 生後57日～5歳児 | 5,000 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7137-9560 | 8 台 | | | | 8:00～16:00 |
| かしわおおむろこころ保育園 | 大室 162 番 35 | 60 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7189-7967 | 5 台 | | | | 8:30～16:30 |
| AIAI NURSERY 高柳 | 高柳 1493 番 1 | 90 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7197-5281 | 10 台 | | | | 8:30～16:30 |
| AIAI NURSERY 柏たなか | 小青田 5-8-3 | 70 名 | 生後57日～5歳児 | 6,500 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7157-2128 | 9 台 | | | | 8:30～16:30 |
| かしわなどがやこころ保育園 | 名戸ヶ谷 1-7-24 | 80 名 | 生後57日～5歳児 | 5,400 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7189-8635 | 6 台 | | | | 8:30～16:30 |
| LIFE SCHOOL 柏の葉菜 | 十余二 287-308 | 72 名 | 生後57日～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7197-1087 | 13 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 【新】あんのん保育園 | 大室 1052-1 | 60 名 | 生後57日～5歳児 | 5,400 円 | 7:00～19:30 | 7:00～18:00 |
| | 7197-4744 | 5 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 【新】酒井根ひがし保育園 | 酒井根 1-11 | 60 名 | 生後57日～5歳児 | 5,400 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 047-139-0928 | 6 台 | | | | 8:30～16:30 |

小規模認可保育※2

※給食費は変動する可能性があります。

| 施設名 | 所在地 | 定員数 | 保育年齢 | 給食費 (目安) | 開園時間 | 保育標準時間 |
|-----------------------|---|-------|-----------|-------------|------------|------------|
| | 電話番号 | 駐車台数 | | | | 保育短時間 |
| よしだベビーハウス | 柏 3-11-27 アーバンパルム柏 111 | 15名 | 生後57日～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7136-2283 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| 豊四季もりの保育園 | 旭町 7-4-58 (豊四季幼稚園内) | 19名 | 1歳児～2歳児 | | 7:30～18:30 | 7:30～18:30 |
| | 7157-4152 | 36台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| チェリーガーデン | 十余二 248-126 | 19名 | 1歳児～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:30～18:30 |
| | 7157-2288 | 90台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| Gakken ほいくえん 柏豊四季台 | 豊四季台 1-3-1 2F | 19名 | 1歳児～2歳児 | | 7:00～20:00 | 7:30～18:30 |
| | 7141-8351 | なし | | | | 8:00～16:00 |
| キッズルームアリス高柳保育園 | 高柳 1498-1 | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7100-4154 | 1台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏こぼと保育園 ぷりん | 十余二 287-273 | 19名 | 1歳児～2歳児 | | 7:30～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7138-6201 | 4台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| 北柏小規模保育園わらび | 北柏 1-1-1 VERDE GRANDE 0011 号室 | 16名 | 生後57日～1歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7115-7171 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| フェアリーガーデン | 大津ヶ丘 1-44 | 19名 | 1歳児～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7191-7904 | 22台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏の葉わんぱくの杜保育園 | 若柴 264-1 中央 181 街区 2 | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:00～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7197-2475 | 1台 | | | | 8:30～16:30 |
| アルタベビー南柏園 | 豊町 1-1-12 | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:30～19:00 | 7:30～18:30 |
| | 7197-2105 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| オハナゆめキッズハウス柏の葉 チコル | 若柴 178 番地 4 柏の葉キャン パス 148 街区 1 パークシテ ィ柏の葉キャンパス・ザゲート タワーウエスト 3F | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7157-3188 | なし | | | | 8:00～16:00 |
| 柏の葉みらい保育園 | 若柴 277-5 中央 165 街区 1 | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7170-2761 | なし | | | | 8:00～16:00 |
| 童夢ガーデン柏保育園 | 柏 4 丁目10番1号 パークホームズ柏 タワーレジデンス1F | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7197-4355 | なし | | | | 8:00～16:00 |
| 保育室みどりの木 | 東中新宿 1-23-16 | 12名 | 1歳児～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7137-7554 | 6台 | | | | 8:30～16:30 |
| アルタベビー柏園 | 柏 4-6-12 渋谷ビル 1F | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:30～19:00 | 7:30～18:30 |
| | 7157-1751 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| 晴山の森 | しいの木台 5-47-25 | 19名 | 1歳児～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 047-710-5775 | 70台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏サンフラワー保育園 | 中央町 2-12 Crobis 柏 1F | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7168-0828 | なし | | | | 8:30～16:30 |
| 【新】ういず南柏第二保育園 | 新富町 1-2-39 | 19名 | 生後57日～2歳児 | | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7189-7462 | 5台 | | | | 8:30～16:30 |

※2 下記の園においては、卒園後、保護者の希望に基づき、引き続き受け入れて教育又は保育を提供する連携園を設定しています。

※連携施設の受入体制等の理由により、受入ができない場合があります。

幼稚園・認定こども園は保育料以外にかかる費用がありますので入園を希望する際は、必ず申請の前に施設へお問い合わせください。

| 保育施設 | 連携園 | 保育施設 | 連携園 |
|--------------------|--|--------------|--------------|
| 柏みどり保育園 | 柏みどりこども園 | 柏こぼと保育園 ぷりん | 認定こども園柏こぼと学園 |
| 保育室みどりの木 | 柏みどりこども園(1号・2号認定※5) | 北柏小規模保育園わらび | 北柏駅前保育園わらび |
| チェリーガーデン | 柏さくら幼稚園 | フェアリーガーデン | 大津ヶ丘幼稚園 |
| 柏の葉みらい保育園 | | 柏の葉わんぱくの杜保育園 | 認定こども園たなか幼稚園 |
| よしだベビーハウス | 認定こども園みくに学園 | アルタベビー南柏園 | 南柏幼稚園 |
| 豊四季もりの保育園 | 豊四季幼稚園 | チコル保育園 | オハナゆめ保育園柏の葉 |
| Gakken ほいくえん 柏豊四季台 | 認定こども園くるみこども園 | 童夢ガーデン柏保育園 | 吉田幼稚園 |
| キッズルームアリス高柳保育園 | 沼南幼稚園 | アルタベビー柏園 | |
| 晴山の森 | 認定こども園晴山幼稚園 | 柏サンフラワー保育園 | |
| ういず南柏第二保育園 | ういず南柏保育園(3名)／柏陽幼稚園(4名) ういず南柏保育園の希望者が3名を超えた場合は、保育運営課が利用調整し、3名の内定者を決定します。 | | |

認定こども園 ※3

※給食費は変動する可能性があります。

| 施設名 | 所在地 | 定員数 | 保育年齢 | 給食費 (目安) | 開園時間 | 保育標準時間 |
|-----------------------------|--------------------------------|--------------------|-----------------------------|-------------|--------------------------------|--------------------------------|
| | 電話番号 | 駐車台数 | | | | 保育短時間 |
| 柏こぼと学園 (分園：柏こぼと保育園たまご含む) | 十余二 287-270 (分園：松葉町 3-15-1) | 269 名 | 生後57日～5歳児 (分園：生後57日～2歳児) | 6,100 円 | 本園：7:30～19:30 分園：7:00～19:00 | 本園：7:30～18:30 分園：7:00～18:00 |
| | 7131-4515 (分園：7137-0770) | 10 台※4 (分園：4 台) | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園みくに学園 | 旭町 1-6-14 | 210 名 | 生後6か月～5歳児 | 6,000 円 | 7:30～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7145-2843 | 3 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園くるみこども園 | 豊四季台 1-1-113 | 194 名 | 生後57日～5歳児 | 6,400 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7144-1647 | 12 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏みどりこども園 | 東中新宿 3-23-10 | 215 名 | 3歳児～5歳児 | 6,400 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7172-0426 | 20 台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園柏めぐみ園 | 若葉町 7-17 | 126 名 | 生後6か月～5歳児 | 6,600 円 | 7:30～19:00 | 7:30～18:30 |
| | 7167-8743 | 4 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園 手賀の丘幼稚園・保育園 | 五條谷 423-5 | 270 名 | 生後6か月～5歳児 | 7,280 円 | 7:00～19:00 | 7:30～18:30 |
| | 7191-3059 | 100 台以上 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園 ホザナ幼稚園 | 東 3-2-5 | 232 名 | 1歳児～5歳児 | 5,500 円 | 7:30～19:00 | 7:30～18:30 |
| | 7167-6790 | 10 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏の葉こども園 | 十余二 363-48 | 228 名 | 1歳児～5歳児 | 7,500 円 | 7:30～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7157-3933 | 8 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園 みくになかよしこども園 | 大室 3-15-2 | 120 名 | 1歳児～5歳児 | 6,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7157-1005 | 24 台 | | | | 8:00～16:00 |
| 認定こども園 とみせ幼稚園 | 根戸 351-2 | 222 名 | 生後6か月～5歳児 | 6,500 円 | 7:30～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7131-6871 | 60 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園 まつがさきの森幼稚園 | 松ヶ崎 225-3 | 224 名 | 生後6か月～5歳児 | 6,900 円 | 7:00～20:00 | 7:00～18:00 |
| | 7132-8622 | 40 台 | | | | 8:00～16:00 |
| 認定こども園 柏ひがし幼稚園 | 布施新町 1-5-10 | 150 名 | 3歳児～5歳児 | 6,900 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7132-3415 | 20 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園 くりの木幼稚園 | 豊四季 633-15 | 216 名 | 1歳児～5歳児 | 8,500 円 | 7:30～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7174-0433 | 80 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園 第二ますお幼稚園 | 増尾台 4-6-60 | 220 名 | 生後6か月～5歳児 | 7,000 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7173-7944 | 20 台 | | | | 8:00～16:00 |
| こぼとこどもえんネスト | 中十余二 207-1 中央 185 街区 1 | 220 名 | 生後57日～5歳児 | 6,500 円 | 7:30～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7197-1398 | 10 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 柏の葉はぐくみこども園 | 十余二 370 番地 84 中央 218 街区 8 | 112 名 | 生後6か月～5歳児 | 6,720 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 7199-3238 | 3 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 認定こども園たなか幼稚園 | 大室 1263 | 394 名 | 1歳児～5歳児 | 6,900 円 | 7:00～19:30 | 7:30～18:30 |
| | 7131-5453 | 30 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 【新】認定こども園まつばようちえん | 松葉町 5-8 | 114 名 | 1歳児～5歳児 | 7,500 円 | 7:30～19:00 | 7:30～18:30 |
| | 7133-8831 | 8 台 | | | | 8:30～16:30 |
| 【新】認定こども園晴山幼稚園 | しいの木台 4-1-2 | 270 名 | 3歳児～5歳児 | 7,500 円 | 7:00～19:00 | 7:00～18:00 |
| | 047-386-3251 | 70 台※4 | | | | 8:30～16:30 |
| 【新】認定こども園豊四季幼稚園 | 旭町 7-4-58 | 480 名 | 3歳児～5歳児 | 6,500 円 | 7:30～19:00 | 7:30～18:30 |
| | 7157-4152 | 36 台※4 | | | | 8:30～16:30 |

※3 定員数は1号認定子どもの定員を含みます。

※4 駐車台数は、当該施設を運営している法人の他の施設との合計台数です。

※5 卒園児は全員1号認定での入園が確約されています。利用調整の結果により、2号認定でも受け入れ可となります。

※注意事項※

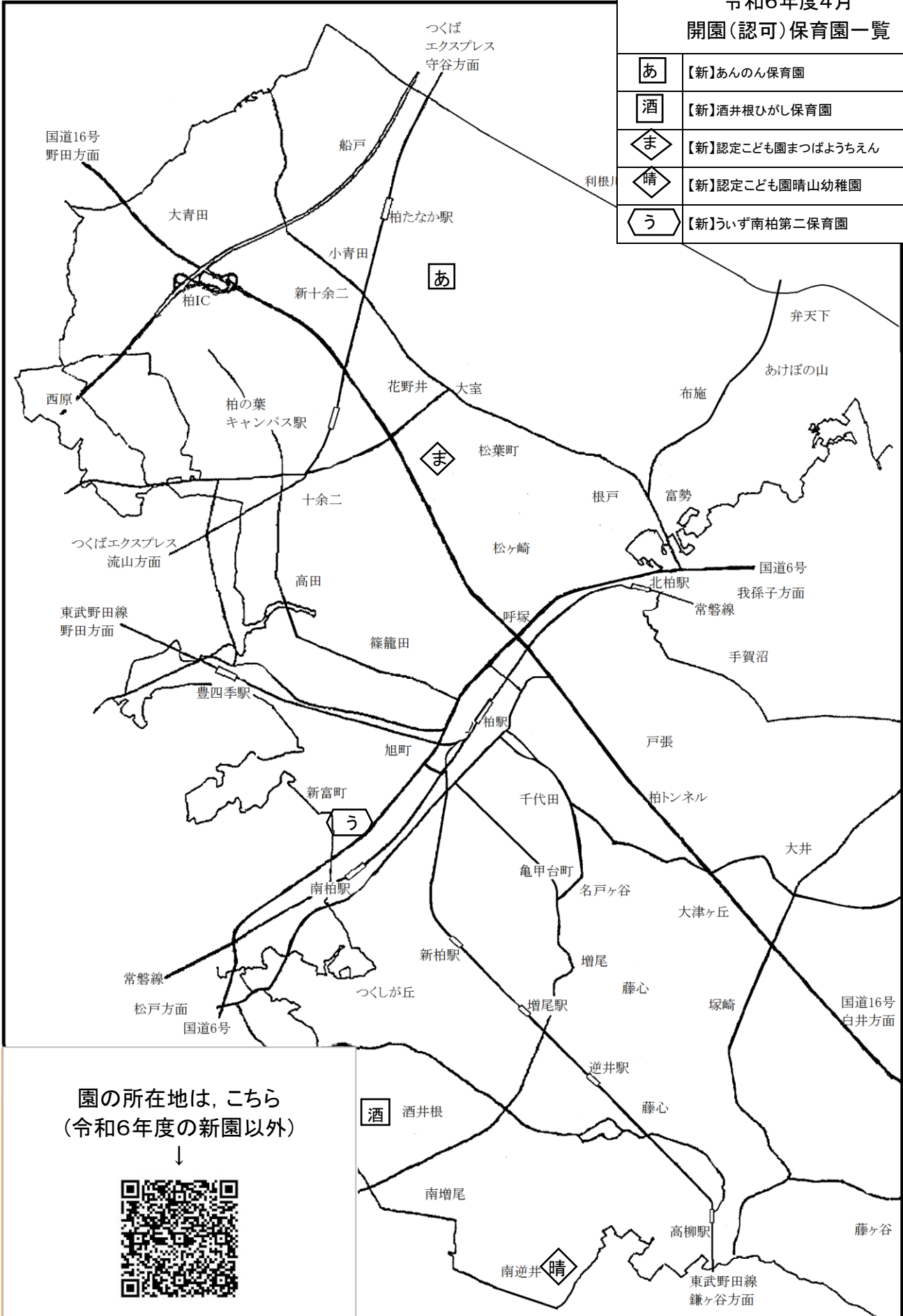
・掲載している給食費(3～5歳児に限る)は、令和5年10月1日現在の参考値のため改定する可能性があります。
また、施設によっては、土曜日のみ別料金であったり、別途、給食提供にかかる管理費用などがかかる場合がありますので
事前に各施設にお問い合わせ下さい。(給食費は月額となります。)

・開園時間・保育時間については、令和5年10月1日現在の情報のため、改正する可能性があります。また、すべて
平日の場合の時間です。土曜日の開園時間等については、各施設へお問い合わせください。

・本園と分園がある施設については、どちらに入るか希望することはできません。本園または分園のいずれかへ入園となるか
は、施設が決定します。

令和6年度4月
開園(認可)保育園一覧

| | |
|---|-------------------|
| あ | 【新】あんのん保育園 |
| 酒 | 【新】酒井根ひがし保育園 |
| ま | 【新】認定こども園まつばようちえん |
| 晴 | 【新】認定こども園晴山幼稚園 |
| う | 【新】ういず南柏第二保育園 |



園の所在地は、こちら
(令和6年度の新園以外)



令和6年度柏市保育園等利用調整基準表

入園内定または転園については、児童福祉の観点から、保育の必要度を市の基準で定めた基準点数（資料1）と調整点数（資料2）の合計をもって点数化し、その点数の高い順に決定しています。

※ただし、認定こども園を第1希望にした方については、第1希望の方を優先します。

※利用調整は、申込締切日時点の家庭の状況で行いますが、入所日時点においても申込締切日時点と同等の要件があることが必要です。

資料1 基準点数

| 番号 | 保育を必要とする事由 | | 基準点数 | 認定期間 | |
|----|------------|---------------------------|-----------------------|------|---------|
| | 類型 | 細目 | | | |
| 1 | 就労 | 会社員等 ・ 自営 (収入あり) | 月160時間以上の就労を常態 | 30 | 最長就学前まで |
| | | | 月140時間以上160時間未満の就労を常態 | 28 | |
| | | | 月120時間以上140時間未満の就労を常態 | 26 | |
| | | | 月100時間以上120時間未満の就労を常態 | 24 | |
| | | | 月80時間以上100時間未満の就労を常態 | 22 | |
| | | | 月70時間以上80時間未満の就労を常態 | 20 | |
| | | | 月64時間以上70時間未満の就労を常態 | 18 | |
| | | 自営 (収入なし) | 月160時間以上の就労を常態 | 24 | |
| | | | 月140時間以上160時間未満の就労を常態 | 22 | |
| | | | 月120時間以上140時間未満の就労を常態 | 20 | |
| | | | 月100時間以上120時間未満の就労を常態 | 18 | |
| | | | 月80時間以上100時間未満の就労を常態 | 16 | |
| | | | 月64時間以上80時間未満の就労を常態 | 14 | |

※ 就労時間には休憩時間を含みますが、通勤時間は含みません。

※ 育児休業以外の休職からの復職予定で申し込まれる場合、就労予定での点数になります。(病休、公休等)

<表の見方>

- 1 資料1から、父母それぞれの点数を合算、資料2の調整点数を加減し、総合点数を算出します。

(例：父母がフルタイムで就業中であり、兄弟姉妹同時に申込む場合)

$$\text{父}30\text{点 (資料1)} + \text{母}30\text{点 (資料1)} + \text{セ}3\text{点 (資料2)} = 63\text{点}$$

- 2 保護者が児童の保育を必要とする事由が2つ以上ある場合、原則として基準点数の高い事由のみ算出します。なお、日中の主たる保育を必要とする状況が、原則その対象となります。

(例：日中は就労し、帰宅後、自宅で親族の看護に当たる場合→就労の事由から算出します。)

- 3 基準点数に調整点数を加減した合計が他世帯と同点の場合、下記の1から順に優先順位を決定します。

| 調整の順序 | 調整項目 |
|-------|-----------------------------------|
| 1 | ひとり親または里親 |
| 2 | 基準点数の合計点が高い |
| 3 | 保護者の住民税所得割額の合計額（入園希望月の保育料等の対象）が低い |
| 4 | 祖父母全員が市外に居住または不存在 |
| 5 | その他児童福祉上の観点 |

※「育児休業の延長を希望している」を選択した場合、上記の表によらず、優先度を下げます。

※項目3について、住民税が未申告のため課税されていない、または、柏市外で課税されていて（非）課税証明書等の提出がない場合は、優先度を下げます。

※正当な理由なく辞退があった場合は、同一年度内の再度の入園申込みについて、減点の対象となります。

| 番号 | 保育を必要とする事由 | | | 基準点数 | 認定期間 | | |
|-----------------|------------|------------------------------------|-----------------------------------|--|-------------------|-------------------------|---------|
| | 類型 | 細目 | | | | | |
| 2 | 妊娠 出産 | 出産予定月の前2か月から、出産日から8週間を経過した日が属する月まで | | | 28 | 産後8週間を経過した月の末日まで(満了後退園) | |
| | | 上記期間以外の場合(出産前に限る。) | | | 6 | | |
| 3 | 疾病・障害 | 疾病 | 概ね一か月以上の入院を要する場合 | | 30 | 必要な期間 | |
| | | | 自宅内療養 | 精神性 | 精神障害者保健福祉手帳1～2級程度 | | 30 |
| | | | | | 精神障害者保健福祉手帳3級程度 | | 27 |
| | | | | | 上記以外の程度 | | 22 |
| | | | 一般療養 | | 常時病臥またはそれに準ずる状態 | | 30 |
| | | | | | 安静を要する状態 | | 20 |
| | | 通院加療のため保育に当たれない場合 | | | 15 | | |
| | | 障害 | 身体障害者手帳の交付、または診断を受けている | 身体障害者障害程度等級が1級程度又は2級程度である場合 | | 30 | 最長就学前まで |
| | | | | 身体障害者障害程度等級が3級程度又は4級程度(視覚障害の場合に限る。)である場合 | | 24 | |
| | | | | 身体障害者障害程度等級が4級程度(視覚障害を除く。)5級程度、6級程度又は7級程度である場合 | | 18 | |
| 療育手帳の交付を受けている場合 | 知的障害の障害の程度 | | Aの1又はAの2である場合 | 30 | | | |
| | | Bの1である場合 | 26 | | | | |
| | | Bの2である場合 | 24 | | | | |
| 4 | 介護・看護 | 施設通院 | 乳児が入院しており、月120時間以上その児童の看護を常態 | | 30 | 必要な期間 | |
| | | | 月120時間以上(重度心身障害者など)の看護を常態 | | 25 | | |
| | | | 月64時間以上120時間未満の看護を常態 | | 18 | | |
| | | 自宅内 | 全看護を必要とする場合(要介護認定3, 4, 5程度) | | 24 | | |
| | | | 一部看護を要する場合(要介護1, 2程度) | | 18 | | |
| | | | 支援を必要とする場合(要支援) | | 16 | | |
| | | | 上記以外で必要とする場合 | | 14 | | |
| 5 | 災害復旧 | 火災などによる家屋の損傷、その他の災害復旧のため保育に当たれない場合 | | | 30 | 必要な期間 | |
| 6 | 求職活動中 | 就労予定 | 月160時間以上の就労を常態予定 | | 19 | 最長3か月 | |
| | | | 月120時間以上160時間未満の就労を常態予定 | | 17 | | |
| | | | 月80時間以上120時間未満の就労を常態予定 | | 14 | | |
| | | | 月64時間以上80時間未満の就労を常態予定 | | 12 | | |
| | | 求職活動 | ハローワークカード(又はハローワーク受付票)の写しの提出がある場合 | | 8 | | |
| | | | ハローワークカード(又はハローワーク受付票)の写しの提出がない場合 | | 6 | | |
| 7 | 就学※ | 月160時間以上の就学を常態 | | 25 | 最長就学前または在学期間内 | | |
| | | 月140時間以上160時間未満の就学を常態 | | 23 | | | |
| | | 月120時間以上140時間未満の就学を常態 | | 21 | | | |
| | | 月100時間以上120時間未満の就学を常態 | | 19 | | | |
| | | 月80時間以上100時間未満の就学を常態 | | 17 | | | |
| | | 月64時間以上80時間未満の就学を常態 | | 15 | | | |
| 8 | 虐待・DV | 子ども・子育て支援法施行規則第1条の5第8号に定める場合 | | | 30 | 必要な期間 | |
| 9 | その他 | 前各号に類する状態のほか、市長が明らかに保育が必要と認める場合 | | | 1～35 | 必要な期間 | |

※学校教育法第1条に規定する学校、同法第124条に規定する専修学校、同法第134条第1項に規定する各種学校その他これらに準ずる教育施設。

資料2 調整点数

| 区分 | 調整の対象となる家庭状況 | 調整点数 |
|----|---|-----------|
| ア | 母子・父子世帯(戸籍謄本又は離婚届の受理証明書による親権者の証明が必要。) | +10 |
| イ | 父母ともに失踪・死亡しているとき | +12 |
| ウ | 母子・父子世帯に準ずる世帯(離婚調停中かつ別居, 失踪, 行方不明, 拘禁) | +7 |
| エ | 父または母が不存在であるとき | +30 |
| オ | 母子・父子世帯(準ずる世帯を含む)の保護者が, 求職活動中であるとき | +2 |
| カ | 生活保護法による生活扶助を受けているとき | +2 |
| キ | 生計中心者が, 倒産や解雇等により失業しており, 就労の必要性が高いと認められるとき | +2 |
| ク | 保育士・保育教諭又は幼稚園教諭として市内の認可を受けた施設等又は市内の幼稚園に勤務する(入園月までに勤務する予定の場合を含む。)ことが, 就労証明書かつ保育士証等により明らかなどとき | +20 |
| ケ | 申請児童に障害がある場合 | +1 |
| コ | 産後休暇・育児休業期間が終わり, 同一の職場に復帰しようとするとき | +5 |
| サ | 既に兄弟姉妹(1号認定子どもを含む。)が別々の市内認定こども園, 小規模認可保育又は認可保育園に入園しており, どちらか片方の在園している同じ施設に転園を希望するとき | +7 |
| シ | 既に兄弟姉妹(1号認定子どもを含む。)が別々の市内認定こども園, 小規模認可保育又は認可保育園に入園しており, どちらも在園していない同じ施設にのみ, 転園を希望するとき | +7 |
| ス | 既に兄弟姉妹(1号認定子どもを含む。)が市内認定こども園, 小規模認可保育又は認可保育園に在園中であり, その兄弟を新規で入園申請をするとき | +5 |
| セ | 2号・3号子どもとして新規入園申込み児童が, 2人以上いるとき | +3 |
| ソ | 申込み児童及びその中学生以下の兄弟姉妹が, 3人以上いるとき | +6 |
| タ | 申込み(又は申請)後, 連続した12か月を経過しても入園(転園)保留中であり, 申請時以上の利用調整点数と利用申込みが継続されている場合(自己申告による意思確認を要する。) | +1 |
| チ | 就労している状況で, 連続した12か月を経過しても入園(転園)保留中であることが, 申請書や就労証明書から明らかなどとき(自己申告による意思確認を要する。) | +2 |
| ツ | 保育が必要な状態で, 柏市認定保育ルームなどの認可外保育施設等を有料で月極め利用していることが, 在園証明書及び就労証明書等により明らかなどとき | +7 |
| テ | 市外認可保育園を退園して, 柏市に転入する事が明らかなどとき(転入審査時の1回のみ加算対象) | +3 |
| ト | 勤務の都合で父母の一方が単身赴任していることが就労先事業者の証明により明らかなどとき | +2 |
| ナ | 多胎児の新規入園申込みを同時にするとき | +1 |
| ニ | 同一建物内に居住する65歳未満の成人の方(祖父母や保護者の兄弟姉妹, 同居人等)が保育可能な場合 | -5 |
| ヌ | 申告のあった保育を必要とする事由(就労の日数や時間・場所等)に対して, 実態(就労実績や収入, 就労先, 退職後2週間以内の申告がなかった等)に整合性がないことが過去に明らかになった場合 | -10 ~ -18 |
| ネ | 未納の保育料があるとき(申請児童以外の未納分がある場合も含む。) | -20 |
| ノ | 児童福祉上の観点から, 特別に調整が必要と認められる場合 | +15 |
| ハ | その他, 市長が特別に調整が必要と認めたとき | -5 ~ +10 |
| ヒ | 育児休業の延長を希望しているとの申し出があるとき(この申し出がある申込みは, 上記「タ」のいう申込みに含まれないものとする) | -40 |
| フ | 利用する認可を受けた施設等に年齢制限があつて退園となり, 保育の利用を継続できる連携施設もない場合で, 引き続き保育の利用を継続する場合 | +10 |
| ヘ | 同一年度内の入園内定に対して, 正当な理由がなく辞退があつた場合 | -10 |

※「ア」「イ」「ウ」のいずれかに該当する場合は, 「エ」が同時に加算されます。

※「コ」と「ツ(もしくはテ)」が同時に加算されることはありません。両方に該当する場合, 「コ」が採用されます。

※「ス」と「セ」が同時に加算されることはありません。両方に該当する場合, 「ス」が採用されます。

※「セ」と「ソ」が同時に加算されることはありません。両方に該当する場合, 「ソ」が採用されます。

※「エ」「ク」「ニ」「ヌ」「ネ」「ヘ」以外の項目については, 1世帯に1回のみ, 加算又は減算されます。

市内外にまたがる申込みについて

柏市内認可保育施設への入園申込みのスケジュールと住民票を異動するタイミングによって、手続きの仕方が異なります。

| 転入日（住民票の異動日） | 手続きをする場所 | 受付区分 |
|----------------------------|---|--|
| 入園希望月の受付期間内 | 柏市保育運営課 | 通常どおり、柏市への申請 ※柏市民として利用調整を行います。 |
| 入園希望月の受付期間後 ～入園希望月の前月末日 | | 転入申請（転入予定者としての申請） ※柏市民と同等として利用調整を行います。 ※第一希望が認定こども園の場合も、保育運営課に書類を提出してください。 |
| 入園希望月後～ | 現在、住民票のある市区町村 ※保育園等の担当部署へお問い合わせください。 | 他市区町村民としての申請（次ページ参照） ※第一希望が認定こども園の場合も、住民票のある市区町村に書類を提出してください。 |

※認定こども園を希望する場合、運営上の重要事項等について、必ず申込みの前に各認定こども園へお問い合わせください。

●柏市へ転入予定の方（転入申請）の必要書類

以下の書類を直接柏市へ申請してください。締切日必着となります。転入することがわかる書類の添付がない場合及び入園希望月の前月末日までに柏市へ住民票の異動ができない場合は、転入予定者としてではなく他市区町村民としての申請となります（次ページ参照）。

1. 子どものための教育・保育給付認定申請書保育園等利用申込書【2・3号（保育利用）用】
 2. 子どものための教育・保育給付認定申請書兼調査書
 3. 申請書類確認票
 4. 返信用封筒（長3封筒／12 cm×23.5 cm）（返信先を記入）、84円切手
 5. 保育を必要とする事由がわかる書類（例：就労証明書等（P.7参照））
 6. 市民税の課税明細がわかる書類（例：（非）課税証明書、税額通知の写し等）
 7. 本人確認書類（家族全員分）（例：マイナンバーカードの写し（表面のみ）、運転免許証の写し、住民票、その他氏名・現住所・生年月日がわかるもの）
 8. 転入誓約書
 9. 入園希望月の前月末日までに柏市に転入することがわかる書類（例：不動産（建物）売買契約書の写し、工事請負契約書の写し、賃貸借契約書の写し、社宅や寮の場合で職場からの通知文の写し、柏市に持ち家がある場合で登記簿の写し等）（※契約者、転居先住所、引渡し日（入居開始日）がわかる部分）
- ※この他に該当するものがある場合は、P.7を確認の上、該当書類を提出してください。

●転入申請での注意事項

- ・柏市様式で提出してください。各様式につきましては柏市ホームページよりダウンロード可能です。
- ・結果は柏市より直接発送いたします。
- ・柏市に転入することがわかる書類が受付期間内に間に合わない場合、他市区町村民としての申請となります（次ページ参照）。
- ・柏市の物件の引渡し日が入園希望月以降の場合、他市区町村民としての申請となります（次ページ参照）。
- ・柏市の物件の住所のうち番地等が未定の場合、確定している部分までの記載で問題ありません。
- ・柏市民と同居する場合、転入誓約書に同居人の署名が必要ですが、転入することがわかる書類は不要です。
- ・市民税の課税明細がわかる書類がない場合、利用調整時に不利となります。

※内定した場合、必ず入園月の前月末日までに柏市へ住民票を異動してください。異動できない場合、いかなる理由があっても内定取消し又は退園となります。

市内外にまたがる申込みについて

●他市区町村民としての申請（柏市へ入園月までに転入予定のない方で、柏市内の認可保育園等を希望する場合）

住民票のある市区町村の様式・手続きに従って申請していただきます。柏市の入園申込みの受付期間の1週間程度前までに、現在お住まいの市区町村で手続きを完了させてください。

柏市へ入園月の前月までに転入予定のない方の申請については、次のとおりとさせていただきます。

| | |
|-----------|---------------------------------|
| 募集歳児（クラス） | 3歳児クラスから5歳児クラスまで（0～2歳児クラスは受付不可） |
| 内定要件 | 相当程度の空きがあること |

なお、柏市民の方の申請を優先としており、柏市に転入予定の無い方の0～2歳児のお子さんの入園受付はできません。3～5歳児のお子さんの入園の可能性についても、**空き状況にかかわらず極めて低い状況です。**

●柏市民（柏市外への転出予定がない方）で、柏市外の認可保育園等を希望する場合

★申請について

市内保育園等利用申込み手続きの場合と同様に、柏市保育運営課宛てに申請書類を郵送してください。

ただし、各市区町村で設定されている申込み締切日や必要な手続きが異なります。事前に、希望の施設のある市区町村へ締切日や必要な書類等をご確認ください。

都市部の多くについては、地元住民を優先としているため、**転居予定がない市外からの受入れは、非常に困難な状況**のようです。十分ご検討の上、申込みをしてください。

※保育園等の利用調整を行うのは、入園を希望する保育園等のある市区町村になります。

★利用調整結果の通知について

柏市を通して、保育園のある市区町村の定める結果回答日以降に通知いたします。

●柏市外へ転出予定の方（転出申請）

転出予定先の市区町村へ直接申請してください。各市区町村で設定されている申込みの受付期間や申請に必要な書類、入園内定後の条件については、転出予定先の市区町村へ直接お問い合わせください。利用調整結果の通知についても、転出予定先の市区町村より直接回答となります。

●柏市外に転出後も継続して柏市の認可保育園等の利用を希望する場合

市外に転出後も継続して柏市の保育園等を利用希望される場合は、転出先の市区町村の保育園等の担当部署でお手続きください。年度内に限り、継続在園は可能です。

転出先の市区町村が申請書類を基に保育の必要性について認定を行い、転出先市区町村から柏市への継続在園の依頼があれば継続在園できます。手続きに必要な書類については、転出先の市区町村の保育担当課にご確認ください。

なお、継続在園をご希望される場合でも、柏市民としての保育園利用は終了となるため、退園届（転出後の継続在園を希望「する」にチェック）をご提出ください。

柏市へ転入後、柏市外の認可保育園等の継続在園を希望される場合も、上記と同様の手続きをする必要があります。



↓ 郵送の際に、切り離してお使いください。

〒277-8505 柏市柏5-10-1

柏市役所 こども部 保育運営課(月申込み) 宛